

やおじや

林業雇用

魅力ある林業の職場づくりをめざして

2号

発行所
(財)大分県森林
整備センター

林業雇用改善相談室
〒870 大分市大字古国府1337の20
TEL FAX
0975-43-7690 0975-46-6969

平成9年度 林業雇用改善促進事業について

この事業については、創刊号で事業の趣旨、内容等事業のあらましについて紹介いたしましたが、今年度は「林業労働力の確保の促進に関する法律」の趣旨に従い魅力ある林業職場づくり第一歩の年と考えられることから、あらためて平成9年度事業実施計画について紹介し、円滑な事業実施について関係者のご理解を深めていただくものであります。

- 1 林業雇用改善アドバイザーが事業主、労務担当者等に対し、常時または巡回指導・林業雇用改善についての相談・指導・助言活動を行います。
- 2 大分県全体の林業雇用改善の課題と方策について、調査研究を行い雇用改善の推進に役立てます。
- 3 林業事業体の事業主、労務担当者を対象に、労働関係法令セミナーや先進事例見学会等を開催します。
- 4 林業への就労を希望する若年者等に対し、林業事業体共同説明会や事前職場見学会及び就職セミナーを開催します。
- 5 林業労働に関する雇用情報の収集、情報誌の発行を行います。
- 6 九州各県林業雇用改善アドバイザー相互の情報交換、交流等を図るため、九州ブロック連絡会議を開催します。

大分県林業労働力確保促進基本計画が定められました

県は、地域林業の活性化と森林機能の保全管理の徹底を図るため、県下における林業労働力の確保の促進に関する基本方針を示すとともに、林業労働者の雇用の安定化、就労環境の改善など労働力の育成確保に関する総合的な対策を明らかにするため、大分県林業労働力確保促進基本計画を策定しました。

内容は、平成8年度から平成12年度の5か年間ににおける労働力確保の水準を設定し、新規参入の促進、若年林業従事者の育成、就労環境の整備促進、社会環境の整備促進計画が掲げられています。

モデル事業所の紹介

〈佐伯広域森林組合〉

- 所在地 大分県佐伯市7255番地の13
 ●代表者 組合長理事 長田 助勝
 ●組合員数 5,582人

佐伯市、南海部郡一円は、日田林業地帯に次ぐ県下有数の林業地帯であり、特に材質、光沢、色あいの優れたアオスギ、または通直で大径のオビスギの産地として知られ、古くから佐伯材として建築用材や弁甲材に多く利用されてきました。このような地域にあって当組合は、平成2年3月、佐伯市、弥生町、本匠村、宇日町、直川村、蒲江町の6森林組合が広域合併をして誕生した組合であります。

■組織

組合長	専務	理事
職員数	現業職員数	主な事業
本所 支所(5ヵ所) 11	17名	名 グリーンバスポート事業 (植林等ボランティア活動)。 安全衛生講習会等開催。 公団、公社造林等森林造成事業。 製茶加工受託。
佐伯加工場	2	12 両加工場の製材品生産量 19,206m ³ 。森林組合としては北海道を除き日本一。
宇目加工場	2	22 杭生産量 162,465本。
本匠加工場	1	5 取扱実績量 45,557m ³ 。は かに県森林組合連合会共販 所、その他出荷量24,304m ³ 。
宇目共販所	4	6 森林整備センター 17

●勤務時間

(職員)

	始業時刻	終業時刻	休憩時間
月曜日～金曜日	午前8時	午後5時	正午～午後1時
土曜日	午前8時	正午	

(現業職員)

	始業時刻	終業時刻	休憩時間
月曜日～土曜日	午前8時	午後5時	午前10時から15分間 正午～午後1時
			午後3時から15分間

●休日

(職員) 1年単位の変形労働時間制を採用。
 毎日曜日、国民の祝日、年末年始の休日、盆
 休日

年間カレンダーで指定した日の月2回の土曜
 休日(内1回は第2土曜日)、1週間当たりの
 所定労働時間が40時間を超える場合においては、
 当該時間を超えない範囲内において残土曜日が
 休日

■職員の年齢構成

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
職員	10名	9名	14名	4名	0名
現業職員	47		10	5	0

(現業職員) 1年単位の変形労働時間制を採用。

(注) 職員 = 事務系職員 現業職員 = 現場作業従事職員

■労働条件等

就業規則の改正により週40時間制の対応、社会保険等への全員加入など、雇用改善を積極的に行っており、地域における同種職場と比較しても遜色のない魅力ある職場となつており就職希望者が多く、過去2年間ににおいて高校等新卒者5名が就職しています。

●賃金

月給制を採用。ほかにセンター職員手当、現業職員手当、技能手当が支給されています。

●勤務時間

(職員)

●休日

(職員) 1年単位の変形労働時間制を採用。
 每日曜日、国民の祝日、年末年始の休日、盆
 休日

年間カレンダーで指定した日の月2回の土曜
 休日(内1回は第2土曜日)、1週間当たりの
 所定労働時間が40時間を超える場合においては、
 当該時間を超えない範囲内において残土曜日が
 休日

(現業職員) 1年単位の変形労働時間制を採用。

毎日曜日、国民の祝日、年末年始の祝日、盆
休日
月1回土曜休日、1週間当たりの所定労働時間
が40時間を超える場合には、当該時間
を超えない範囲内において残土曜日が休日

■福利厚生

職員、現業職員とも全員が社会保険、労災保険、
雇用保険、中退共等に加入しています。
また、年1回作業服の支給が行われています。

林業労働力確保支援センターのご案内

林業労働力を確保・育成していくため、平成8年5月新たに「林業労働力の確保に関する法律」が制定されました。これをうけて大分県では、(財)大分県森林整備センターを平成9年1月31日に林業労働力確保支援センターに指定し、素材生産業や造林業等を営む林業事業者の皆さんのが雇用管理の改善や事業の合理化、新規就業の促進等のお手伝いをするようになりました。具体的には次のようなお手伝いをしていきます。

■高性能林業機械の貸付

・認定事業主への高性能林業機械の貸付けをします。

■相談活動

・魅力ある職場づくりを進めしていくための雇用管理の改善の相談に応じます。

■その他

・林業体験学習から就業後の労働者等についての調査・啓発活動をします。
・雇用管理の改善手法の調査研究をします。



Q：認定事業主とは

A：法律に基づき、雇用管理の改善及び事業の

合理化に一体的に取り組もうとする事業主が、改善措置の計画を作成・申請し、知事の認定を受けて認定事業主になります。

Q：計画の具体的な内容は
A：改善措置の目標・具体的な内容・実施時期及び資金計画・その他必要な事項を記載して作成します。

Q：林業機械等の取得にあたっての税制上の特例措置があります。
A：その他国有林野の委託事業における配慮や高性能林業機械の貸付けがあります。

Q：認定事業主に対する支援施策は

- A：・林業就業促進資金（就業研修資金、就業準備資金）の無利子の貸付けがあります。
・支援センターによる林業労働者の募集について特例があります。（委託募集）
・林業改善資金（福利厚生施設資金）の償還期間の特例があります。

★林業就業促進資金貸付けのしくみについては、

次号で詳しく紹介します。

★支援センター事業についてのお問合せ、ご相談は、（財）大分県林業整備センターか県庁林政課森林組合係、又は最寄りの地方振興局林業担当課までお気軽にご相談ください。



●週40時間労働制徹底へ振興局ごとに推進協

法定労働時間週40時間制が、4月1日からスタートした。大分県は週40時間制を徹底させるため、県内12地方振興局ごとに「地域ゆとり創造推進協議会」を順次発足。地域の特性にあつ

た時間短縮を進め、真にゆとりある社会を実現するための合意形成や啓発活動に取り組むことについている。（大分合同新聞より）

編集後記

林業雇用だより第2号であります。どうしたら雇用改善に役立つかを主眼に編集しましたが、なんとかいい内容が多くなった観があります。今後は、皆さんからの提言、情報等の内容を多くし、「雇用改

善の輪をひろげる場」の役をする情報誌にしたらどうかと考えています。
積極的なご投稿をお願いします。（係）